

2021年11月15日

文部科学大臣
末松 信介 様

一般社団法人 日本難病・疾病団体協議会
代表理事 吉川 祐



難病や慢性疾病のある病児への教育を求める要望書

日本難病疾病団体協議会には先天性の疾病や小児期に発病した小児を抱える団体が多く存在します。難病・慢性疾病児にとっては、その病児に合った教育が受けられるかどうか、その後の人生に大きな影響を及ぼすことになります。

特別支援教育の実施により、インクルーシブ教育という方向性は確立したものの、近年、情緒障害児学級の入級が急増し、病弱児が取り残されている現状があります。

また、コロナ禍で感染に弱い病児たちは、学校生活での不安を抱えつつ通学しています。それらの課題を改善し、難病・慢性疾病児が適切な教育を受けられるよう、以下、要望いたします。

1. 病弱児への適切な教育の場の保障

- (1) 就学先決定にあたっては、子どもに合った教育の場（普通学級、特別支援学級、特別支援学校等）を選べるよう、保護者の希望を尊重しつつ、丁寧な説明や施設整備の改善等、教育委員会への指導をしてください。
- (2) 入院治療や病気療養の実態に合わせ、学籍に囚われることなく、地域の普通学級、特別支援学級、特別支援学校、訪問教育、院内学級等で、切れ目のない教育が受けられるようにしてください
- (3) 医療的ケアの必要な病児が幼稚園、学校、施設などに通えるよう、必要に応じて看護師の配置を進めてください。また、地域の学校や教育委員会に対し、医療、福祉との連携が図られるよう指導してください。
- (4) てんかん、心臓病、炎症性疾患、がん等、様々な病気を抱えて通学している病児が増えてきています。教職員、特別支援教育コーディネーター、養護教諭に対して、難病・慢性疾患児や医療的ケア児についての研修会を実施し、教員の病弱教育に対する理解と実践能力を培ってください。
- (5) 学校生活管理指導表は体調が良い時には、できるだけ教育の機会を広げようとの趣旨で書かれたものです。有効で適切に使われるよう、取り扱いや活用について指導を行ってください。

2. 「命の尊厳」について考える教育

ガン教育と同様に、難病や慢性疾病など見た目ではわからない病気や障害をもつ子どもがいることを、児童生徒が考え学び合う教育に力を入れて下さい。

3. 震災など緊急時において、病児の安全がはかれるような体制の整備

自力で他の児童生徒と一緒に避難できない病児が、震災などの緊急時に取り残されることなく安全に避難できるよう、避難訓練時には避難経路を確認し、個別の緊急時避難マニュアルを作成し、担任任せではなく、全職員が共通理解ができる体制作りを行うよう指導してください。

以上